

転入するとき

転入が確定しましたら、お早めに桜井谷小学校へご連絡ください。
電話:06—6841—0025

豊中市外からの転入

お住まいの市町村役所で住民異動の届出

在籍校で転学手続きをします。「在学証明書」、
「教科書給与証明書」の発行を受けます。

引越完了後、豊中市役所市民課または庄内出張所、新千里出張所で住民異動の手続きをします。

「転入学通知書」が発行されます。

桜井谷小学校で転入手続きをします。以下の書類をお持ちください。

- ・豊中市役所で発行された「転入学通知書」
- ・転入前学校で発行された「在学証明書」と「教科書給与証明書」

豊中市内からの転入

「異動通知書」、「転入学通知書」が
発行されます。

在籍校に「異動通知書」を提出し、転学
手続きをします。
「在学証明書」、「教科書給与証明書」
の発行を受けます。

【留意点】

<教科書について>

転入前学校が豊中市と同じ教科書を使用している場合、教科書は継続使用します。破棄しないでください。
異なる教科書のみ本校で無償給与します。